

平成29年第1回

智頭町議会臨時会会議録

平成29年7月31日 開会

平成29年7月31日 閉会

智頭町議会

第1回智頭町議会臨時会会議録

平成29年7月31日開議

1. 議事日程

第1. 仮議席の指定

第2. 議長の選挙

追加日程1

第3. 議席の指定

第4. 会議録署名議員の指名

第5. 会期の決定

第6. 副議長の選挙

第7. 議席の一部変更

第8. 常任委員の選任

第9. 議会運営委員の選任

第10. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

第11. 八頭環境施設組合議会議員の選挙

第12. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第13. 議案第81号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第4号）

第14. 議案第82号 工事請負契約の締結について

追加日程2

第15. 議案第83号 智頭町監査委員の選任について

第16. 発議第1号 常任委員会所管事項の事務、調査について

第17. 発議第2号 議会運営委員会所管事項の事務、調査について

第18. 発議第3号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議について

第19. 閉会中の継続調査の申し出について

第20. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

第1. 仮議席の指定

第2. 議長の選挙

追加日程1

- 第 3. 議席の指定
 - 第 4. 会議録署名議員の指名
 - 第 5. 会期の決定
 - 第 6. 副議長の選挙
 - 第 7. 議席の一部変更
 - 第 8. 常任委員の選任
 - 第 9. 議会運営委員の選任
 - 第 10. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
 - 第 11. 八頭環境施設組合議会議員の選挙
 - 第 12. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 第 13. 議案第 81 号 平成 29 年度智頭町一般会計補正予算 (第 4 号)
 - 第 14. 議案第 82 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程 2
- 第 15. 議案第 83 号 智頭町監査委員の選任について
 - 第 16. 発議第 1 号 常任委員会所管事項の事務、調査について
 - 第 17. 発議第 2 号 議会運営委員会所管事項の事務、調査について
 - 第 18. 発議第 3 号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議について
 - 第 19. 閉会中の継続調査の申し出について
 - 第 20. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員 (12 名)

1 番 都 橋 一 仁	2 番 安 道 泰 治
3 番 國 本 誠 一	4 番 河 村 仁 志
5 番 大河原 昭 洋	6 番 高 橋 達 也
7 番 岩 本 富美男	8 番 中 野 ゆかり
9 番 岸 本 眞一郎	10 番 酒 本 敏 興
11 番 大 藤 克 紀	12 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員 な し

1. 会議に出席した説明員 (4 名)

町		長	寺 谷 誠一郎
副	町	長	金 児 英 夫
総	務	課	長 矢 部 整
総	務	課 参 事	柴 田 睦 子

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	寺 坂 英 之
書 記	前 川 宝
書 記	河 村 恵太郎

開 会 午前10時00分

開 会 あ い さ つ

○事務局長（寺坂英之） 事務局長の寺坂です。

本日の臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席されている議員の中で、酒本敏興議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

○臨時議長（酒本敏興） ただいま紹介されました酒本敏興です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ宜しくお願いします。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成29年第1回智頭町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（酒本敏興） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2．議長の選挙

○臨時議長（酒本敏興） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（事務局書記、議場出入り口を閉める）

○臨時議長（酒本敏興） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番 都橋一仁議員、2番 安道泰治議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は、単記・無記名です。

（事務局長投票用紙を配布）

○臨時議長（酒本敏興） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（酒本敏興） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（事務局長、投票箱を点検し、異状なしの報告）

○臨時議長（酒本敏興） 異状なしと認めます。

（各議員投票用紙に記入）

○臨時議長（酒本敏興） ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（寺坂英之） 1番 都橋一仁議員、2番 安藤泰治議員、3番 國本誠一議員、4番 河村仁志議員、5番 大河原昭洋議員、6番 高橋達也議員、7番 大藤克紀議員、8番 岩本富美男議員、9番 中野ゆかり議員、10番 谷口雅人議員、11番 岸本眞一郎議員、12番 酒本敏興議員。

（投票）

○臨時議長（酒本敏興） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（酒本敏興） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番 都橋一仁議員、2 番 安道泰治議員、開票の立会いをお願いします。

(事務局長は投票箱を開き、立会人とともに
開票、投票を点検・整理・集計する)

○臨時議長 (酒本敏興) 選挙結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 11 票、無効投票 1 票です。有効投票のうち、谷口雅人議員 6 票、酒本敏興議員 5 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。したがって、谷口雅人議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局書記、議場出入口を開ける)

○臨時議長 (酒本敏興) ただいま、議長に当選された谷口雅人議員が議場に
おられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

谷口雅人議員、議長当選の承諾及びあいさつをお願いします。

○新議長 (谷口雅人) 全協室でも話しましたが、私たち今期の議員は、選挙の
洗礼を受けておりません。

町民からは厳しい目で見られます。

これから将来に向けて議会の有り様をしっかりと議論して結果を出すことによ
って、町民の信認を得たいと思います。

そのために大いに議論し、しっかりとチェックを行い、大いなる夢を語りたい、
こう考えております。

よろしく願いをいたします。

○臨時議長 (酒本敏興) 谷口雅人議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

(議長席より臨時議長退席、新議長着席)

○議長 (谷口雅人) 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 16 分

再開 午前 10 時 35 分

○議長 (谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についてお諮りします。

お手元に配布のとおり、日程第3から日程第14まで、日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第14までを日程に追加することに決定しました。

日程第3. 議席の指定

○議長(谷口雅人) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項によって、議長においてお手元に配りました議席表のとおり指名いたします。

日程第4. 会議録署名議員の指名

○議長(谷口雅人) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、都橋一仁議員、2番、安道泰治議員を指名いたします。

日程第5. 会期の決定

○議長(谷口雅人) 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第6. 副議長の選挙

○議長（谷口雅人） 日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に大藤克紀議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました大藤克紀議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大藤克紀議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された大藤克紀議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

大藤克紀議員、当選のごあいさつをお願いします。

○副議長（大藤克紀） ただいま、議長の指名推薦によりまして、副議長になりました大藤克紀でございます。

全員協議会の中でも、決意表明という形で申し上げさせていただきました。

町政のために、議長の補佐をするのがひとつの副議長の役割だと痛感しております。

ですので、議長とともに足をそろえて、また皆様方と一緒に足をそろえて、智頭町発展のために、町民の目線に立って、智頭町の行政を行っていく所存でございます。

いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午後 2時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7．議席の一部変更

○議長（谷口雅人） 日程第7、議席の一部変更を行います。

副議長の当選に伴い議席の一部を変更したいと思います。

変更した議席表は、お手元に配りました変更議席表のとおりです。

日程第8．常任委員の選任

○議長（谷口雅人） 日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、総務常任委員に、酒本敏興議員、中野ゆかり議員、岩本富美男議員、高橋達也議員、國本誠一議員、谷口雅人議員を、民生常任委員に、岸本眞一郎議員、大河原昭洋議員、河村仁志議員、安道泰治議員、都橋一仁議員、大藤克紀議員を、議会広報常任委員に、高橋達也議員、國本誠一議員、安藤泰治議員、都橋一仁議員、大藤克紀議員を、それぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

各常任委員長及び副委員長については、委員会条例第7条第2項の規定により、各委員会において互選することとなっております。それぞれの委員会で互選していただくまでの間、しばらく休憩します。

それでは暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時02分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の正副委員長の互選の結果について、各常任委員会より報告がありましたので、報告します。

総務常任委員長に酒本敏興議員、副委員長に國本誠一議員、民生常任委員長に河村仁志議員、副委員長に安道泰治議員、議会広報常任委員長に都橋一仁議員、副委員長に安藤泰治議員。

以上のとおりです。

日程第9．議会運営委員の選任

○議長（谷口雅人） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、酒本敏興議員、高橋達也議員、河村仁志議員、大河原昭洋議員、大藤克紀議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員長及び副委員長については、委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会において互選することとなっています。委員会で互選していただくまでの間しばらく休憩します。

それでは暫時休憩をします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について、議会運営委員会より報告がありましたので、報告します。

議会運営委員長に高橋達也議員、副委員長に大河原昭洋議員。
以上のとおりです。

日程第10．鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

○議長（谷口雅人） 日程第10、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

この組合議会議員は、鳥取県東部広域行政管理組合同規約第5条第1項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に谷口雅人議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました谷口雅人議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました谷口雅人議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に当選されました。

日程第 1 1. 八頭環境施設組合議会議員の選挙

○議長（谷口雅人） 日程第 1 1、八頭環境施設組合議会議員の選挙を行います。

この組合議会議員は、八頭環境施設組合同規約第 5 条第 1 項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は 1 人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

八頭環境施設組合議会の議員に谷口雅人議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました谷口雅人議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました谷口雅人議員が八頭環境施設組合議会の議員に当選されました。

日程第 1 2. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（谷口雅人） 日程第 1 2、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この広域連合議会議員は、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に大藤克紀議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した大藤克紀議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました大藤克紀議員が、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

(執行部入席)

再開 午後 3時00分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13. 議案第81号から日程第14. 議案第82号までの2議案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第13、議案第81号 平成29年度智頭町一般会計補正予算第4号及び日程第14、議案第82号 工事請負契約の締結についての2議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第1回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

まずもって、去る7月9日に執行されました町議会議員一般選挙でのご当選、誠にめでたうございます。

議員各位におかれましては、これからの4年間、智頭町のまちづくりに格別のご理解とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、皆様のご活躍を心からお祈りする次第です。

さて、本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

まず、議案第81号 平成29年度智頭町一般会計補正予算についてであります。

総務費の一般管理費では、専門研修などへの参加増に伴い、職員研修負担金の増額措置をしております。

消防費の防災費では、市瀬地内土砂流出に備えての警戒配備などに対応するため、時間外勤務手当の所要見込額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、170万3千円であり、補正後の予算総額は、60億6,219万6千円となります。

議案第82号 工事請負契約の締結につきましては、那岐地区消防団拠点施設新築工事の工事請負契約締結について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明が終わりました。

これから日程第13、議案第81号 平成29年度智頭町一般会計補正予算第4号、及び日程第14、議案第82号 工事請負契約の締結についての補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第13、議案第81号 平成29年度智頭町一般会計補正予算第4号の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 平成29年度智頭町一般会計補正予算書の1ページ目をご覧ください。

議案第81号 平成29年度智頭町一般会計補正予算第4号でございます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ170万3千円を追加し、それぞれ60億6,219万6千円とするものでございます。

まず、歳出について説明させていただきますが、別に配布しております平成29年度7月補正予算概要とあわせてご覧いただきたいと思ひます。

では、予算書の7ページをご覧ください。

まず、総務費の一般管理費であります。市町村アカデミー主催の専門研修などへの参加増に伴いまして、職員研修負担金の増額を行っております。

次に、消防費の防災費につきましては、国道53号智頭トンネル付近において本年5月31日から続発しております土砂流出及び同トンネルの全面通行止めに備えましての警戒配備などに対応するため、今後見込まれる時間外勤務手当の所要額を措置しております。

以上、合計170万3千円の補正であります。

歳入につきましては、予算書6ページのとおり前年度繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第82号 工事請負契約の締結についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 議案書の方を見ていただきたいと思ひます。

1枚表紙をめくっていただきまして、議案1ページですが、議案第82号 工事請負契約の締結についてでございます。

これは、工事請負契約の金額が地方自治法に規定する額以上であるために議決を求めるものでございます。

議決を求める工事。1 工事名、那岐地区消防団拠点施設新築工事。2 工事場所、智頭町大字大背。3 契約金額、5,292万円。4 契約の相手方、鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬1478番地5、株式会社 寺谷組、代表取締役 山本稔。5 契約の方法、指名競争入札。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

9番 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 全協で聞きもらしたのですが、工事期間、工期はいつからいつまでですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 工期は、本日議決をいただきました議決をもって通知を行います。それからが工期となります。工期は9月の末を予定しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今の9月末というのは。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 申し訳ないです。

10月末をもって工期と考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番 中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） 工期は9月末ということで、2ヶ月間で取り壊しから完成までするということですか。3ヶ月で。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 現在の予定ではそのようにしております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番 中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） どのような規模の建物をつくるのかということが分かりません。だいたいの敷地面積であるとか、何階建てなのかというような、どんな建物ができるかも想像ができないので、詳しい説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部整） 規模としましては鉄骨造の2階建てを予定しております。延べ床面積99.2㎡でございます。あわせてホースの乾燥塔を1基建てることとしております。

なお、那岐地区の旧公民館が建設用地に建っておりますが、こちらの方の解体撤去、これも含んでおります。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時10分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、討論を行います。

日程第13、議案第81号 平成29年度智頭町一般会計補正予算第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号 平成29年度智頭町一般会計補正予算第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

続いて日程第14、議案第82号 工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

これから、議案第82号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程の追加についてお諮りします。

お手元に配布のとおり、日程第15から日程第20まで、日程に追加したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15から日程第20までを、日程に追加することに決定しました。

日程第15. 議案第83号 智頭町監査委員の選任について

○議長(谷口雅人) 日程15、議案第83号 智頭町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中野ゆかり議員の退席を求めます。

(中野ゆかり議員 退席)

○議長(谷口雅人) 提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長(寺谷誠一郎) このたび追加提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第83号 智頭町監査委員の選任につきましては、新たに中野ゆかり氏を選任するため議会の同意を求めるものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号 智頭町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

（起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

中野ゆかり議員の復席を求めます。

（中野ゆかり議員 復席）

日程第16. 発議第1号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査について

○議長（谷口雅人） 日程16、発議第1号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明の省略をすることにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査については

趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

これから、発議第1号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 発議第2号 議会運営委員会所管事項の事務、事業の調査について

○議長(谷口雅人) 日程17、発議第2号 議会運営委員会所管事項の事務、事業の調査についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明の省略をすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 議会運営委員会所管事項の事務、事業の調査については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

これから、発議第2号 議会運営委員会所管事項の事務、事業の調査についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第3号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議について

○議長(谷口雅人) 日程第18、発議第3号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、高橋達也議員。

○6番(高橋達也) 提案理由を述べます。

部落差別をはじめとする、一切の差別解消に向け、その取り組み等を調査・研究する。

1 名称、同和問題調査特別委員会。2 設置の根拠、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条及び智頭町議会委員会条例(昭和62年智頭町条例第11号)第5条。3 目的、智頭町基本的人権の擁護に関する条例(平成5年智頭町条例第14号)に規定する部落差別をはじめとする一切の差別解消に向け、その取り組み等を調査・研究する。4 委員の定数、議員全員。

5 調査研究期間、特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了まで閉会中の継続調査とする。(差別が存在する限り、調査・研究は継続する。) 6 委員の任期、調査終了までとする。7 経費、本調査及び研究に要す

る経費は、予算の範囲内とする。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました同和問題調査特別委員会の委員の選任について、委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員全員を同和問題調査特別委員に選任することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時20分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同和問題調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について、委員会より報

告がありましたのでご報告します。

委員長に國本誠一議員、副委員長に中野ゆかり議員、以上のとおりです。

日程第19．閉会中の継続調査の申し出

○議長（谷口雅人） 日程第19、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20．議員派遣について

○議長（谷口雅人） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

本件については、会議規則第120条の規定により、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 3時21分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成29年7月31日

智頭町議会臨時議長

酒 本 敏 興

智頭町議会議長

谷 口 雅 人

智頭町議会議員

都 橋 一 仁

智頭町議会議員

安 道 泰 治